

4 月上旬号
2017 年

国際情報广场信息报

◇発行: 东大阪市国際情報广场(毎月発行 2 次) 〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国際情報广场网页。

2017 年度の国民年金保险费每月为: 16,490 日元

平成 29 年度の国民年金保険料は、月額 16,490 円です

<h3>在市政府可办理护照</h3>	<p>市役所でパスポートが取得できます</p>
<p>持有日本国籍、在市内有住民登录的人可在市政府护照办理窗口办理护照。</p> <p>◆場所: 市政府大楼 5 楼</p> <p>◆申请受理时间: 周一~周五 9:00~16:30</p> <p>◆交付受理时间: 周一~周五 9:00~17:30</p> <p>有关办理护照所需资料等详细内容请咨询。</p>	<p>日本国籍があり、市内に住 民 登 録のある方は市のパスポート窓口をぜひご利用ください。</p> <p>◆場所: 市役所本庁舎 5 階</p> <p>◆申請受付時間: 月曜日~金曜日 9:00~16:30</p> <p>◆交付受付時間: 月曜日~金曜日 9:00~17:30</p> <p>必要書類など詳しくはお問合せください。</p>
<p>询问处: 市护照办理窗口 TEL 06-4309-3313 / FAX 06-4309-3852</p>	<p>問合せ先: 市パスポート窓口</p>

<h3>可以申请就学援助费</h3>	<p>就学費用を援助します</p>
<p>以经济方面的理由不能使孩子接受义务教育的保护者为对象, 经过收入所得等审查后可以得到部份就学援助费。</p> <p>◆申请方法: 4 月上旬开始可去各所在学校领取申请表, 填写必要事项后在 4 月 10 日(周一)~28 日(周五)之间向所在学校(小・中学都有在校生时只需在任何一处即可)或是直接递交到学事课。</p>	<p>経済的な理由で、子どもに義務教育を受けさせることが困難な保護者を対象に、所得などを審査のうえ就学費用の一部を援助します。</p> <p>◆申込方法: 4 月上旬から各学校で配布される申請書に必要事項を書いて、通学している学校(小・中学校それぞれに子どもが通学している場合はどちらか一方)または学事課へ 4 月 10 日(月)~28 日(金)に直接提出してください。</p>
<p>询问处: 学事課 TEL 06-4309-3272 / FAX 06-4309-3838</p>	<p>問合せ先: 学事課</p>

<h3>可以借贷奖学金</h3>	<p>奨学金をお貸しします</p>
<p>居住本市, 因经济方面等原因, 对在高中、高等专科学校、短期大学及大学学习发生困难的人, 经过调查评审后可借贷奖学金。除去专修学校及各种学校及函授制课程。但是, 毕业后有返还义务。</p> <p>【高等专科学校(新 4・5 年级)、短期大学、大学】 定员: 20 名左右 贷款额(月額): 国・公立=14,000 日元 / 私立=17,000 日元</p> <p>【高中、高等专科学校(新 1~新 3 年级)】 定员: 50 名左右 贷款额(月額): 国・公立=8,000 日元 / 私立=13,000 日元</p> <p>◆申请方法 请去学事课或在行政服务中心领取报名表、推荐记录书, 然后准备好所需资料从 4 月 10 日(周一)开始在学校所指定的期限之前递交到在读学校。</p>	<p>市内に住所があり、経済的な理由で高校や高等専門学校、短期大学、大学での勉学に不安のある方を対象に、選考のうえ奨学金をお貸しします。ただし、専修学校や各種学校、通信制課程をのぞきます。</p> <p>なお、卒業後に返還の義務があります。</p> <p>【高等専門学校(新 4・5 年生)、短期大学、大学】 定員: 20 名程度 貸付金額(月額): 国・公立=14,000 円 / 私立=17,000 円</p> <p>【高校、高等専門学校(新 1~新 3 年生)】 定員: 50 名程度 貸付金額(月額): 国・公立=8,000 円 / 私立=13,000 円</p> <p>◆申込方法 学事課または行政サービスセンターで配布する願書、推薦調書、家庭状況調査票及び承諾書を 4 月 10 日(月)から在学している学校が指定する期日までに学校へ提出。</p>
<p>询问处: 学事課 TEL 06-4309-3272 / FAX 06-4309-3838</p>	<p>問合せ先: 学事課</p>



<p>(特別)児童抚养津贴费金额变更通知</p>	<p>とくべつ じどうふようてあてがく か (特別)児童扶養手当額が変わります</p>
<p>4月開始分別修改了児童抚养津贴及特別児童抚养津贴的金额。</p> <p>【児童抚养津贴费】</p> <p>支付額</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 全額支付=4万2290 日元 ◆ 部分支付=9980 日元～4万2280 日元 <p>加算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 全額支付=第2个孩子9990 日元、 第3孩子以后每人5990 日元 ◆ 部分支付=第2个孩子5000 日元～9980 日元、 第3孩子以后每人3000 日元～5980 日元 <p>【特別児童抚养津贴费】</p> <p>每个人</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 1級=5万1450 日元 ◆ 2級=3万4270 日元 	<p>がつぶん じどうふようてあて とくべつじどうふようてあて がく かいてい 4月分から児童扶養手当と特別児童扶養手当の額が改定されます。</p> <p>じどうふようてあて 【児童扶養手当】</p> <p>しきゅうがく 支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 全部支給=4万2290円 ◆ 一部支給=9980円～4万2280円 <p>かさんかく 加算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 全部支給=第2子9990円、第3子以降1人につき5990円 ◆ 一部支給=第2子5000円～9980円、 第3子以降1人につき3000円～5980円 <p>とくべつじどうふようてあて 【特別児童扶養手当】</p> <p>ひとり 一人につき</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 1級=5万1450円 ◆ 2級=3万4270円
<p>询问处:国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>といあわ さき こくみんねんきんか 問合せ先:国民年金課</p>

<p>从公司辞职时等 请在14日之内办理加入国民健康保险手续</p> <p>かいしゃ や せいかつほごう とどけで じゅうよっかいない 会社を辞めたときなど 国保加入の届出は14日以内に</p>	
<p>如果从公司辞职后失去了社会保险资格时或是从其他市村町迁入本市时，以及丧失领取生活保护资格时，请务必在14日之内提出加入国民健康保险的申請。超过14日之后办理时，因为是从加入之日起开始适用保險，在没有保險証期间的医疗费必須自己全額負擔。</p> <p>但是，即使是延迟加入保險，也必须从喪失保險資格日开始追繳最多2年的保險費。詳細內容請諮詢。</p>	<p>かいしゃ や しゃがいほけん しかく たしちょうそん 会社を辞めて社会保険の資格がなくなったときや他市町村から てんにゆう せいかつほごう かなら 転入してきたとき、生活保護を受けなくなったときは、必ず じゅうよっかいない こくほかにゆう とどけで じゅうよっか す 14日以内に国保加入の届出をしてください。14日を過ぎると ほけん きゅうふ とどけで ひ ほけんしょう きかん いりょうひ 保険の給付が届出日からとなり、保険証がない期間の医療費は ぜんがくじ こふたん 全額自己負担となります。</p> <p>なお、加入届が遅れても保険料は以前加入していた健康保険の しかく ひ さかのぼ さいだい ねんかんぶん しはら 資格がなくなった日まで遡り、最大2年間分を支払わなければな りません。詳しい内容はお問合せください。</p>
<p>询问处:資格給付課 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804</p>	<p>といあわせさき しかくきゅうふか 問 合 先：資格給付課</p>

<p>临时福祉給付金</p> <p>りんじふくしきゅうふきん 臨時福祉給付金</p>	
<p>2017年度继续实施支付临时福祉給付金。申請方法等詳細內容在市政信息報上通知。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象:2016年度領取臨時福祉給付金的人 ◆ 支付額:每人15,000 日元(仅限1次) 	<p>りんじふくしきゅうふきん へいせい ねんど ひ つづ じっし 臨時福祉給付金は平成29年度も引き続き実施することとなりました。 しんせいほうほう かわ しせい がつ にちごう し 申請方法など詳しくは、市政だより4月15日号などお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象:平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者 ◆ 支給額:1人につき15,000円(1回限り)
<p>询问处:給付金咨询中心 TEL 0570-000-835</p>	<p>といあわ さき きゅうふきん と あ 問合せ先:給付金お問い合わせセンター</p>

